

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年10月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	6件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500121 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500043 号

第 1 結論

請求期間 について、請求者の船舶所有者 A における船員保険被保険者資格の取得年月日(昭和 23 年 11 月 1 日)を昭和 22 年 12 月 17 日に訂正し、昭和 22 年 12 月から昭和 23 年 10 月までの標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 22 年 12 月 17 日から昭和 23 年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間 について、請求者の船舶所有者 A における船員保険被保険者資格の喪失年月日(昭和 23 年 12 月 31 日)及び取得年月日(昭和 24 年 3 月 1 日)の記録を取り消し、昭和 23 年 12 月から昭和 24 年 2 月までの標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 23 年 12 月 31 日から昭和 24 年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 22 年 12 月 17 日から昭和 23 年 11 月 1 日まで
昭和 23 年 12 月 31 日から昭和 24 年 3 月 1 日まで

私の船舶所有者 A に係る船員保険被保険者記録は、昭和 23 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間及び昭和 24 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間となっている。

しかし、船員手帳では、昭和 22 年 12 月 17 日から昭和 24 年 6 月 25 日まで継続して A 氏の所有する B 丸に乗船していたので、請求期間 及び を船員保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間 及び について、請求者が所持する船員手帳の記載によれば、請求者は、昭和22年12月17日から昭和24年6月25日までA氏が所有するB丸にC職として継続して雇入れされていたことが確認できる上、船舶所有者名簿等によれば、A氏は、請求期間 及び 当時、B丸を所有しており、同船舶は船員保険の適用船舶であったことが確認できる。

また、請求者に係る船員保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)によれば、船舶所有者Aに係る被保険者記録が確認できる上、当該記録は、船舶所有者氏名、標準報酬の等級及び資格喪失年月日は記載されているものの、資格取得年月日の記載は無い。

さらに、請求者が所持する船員失業保険証によれば、初めて被保険者となった日として昭和22年12月17日の記載が確認できる上、複数の同僚は、請求者は請求期間 及び にB丸に乗船していた旨回答している。

加えて、船舶所有者Aにおける船員保険被保険者名簿(以下「名簿」という。)に請求者の請求期間 に係る記録は見当たらないが、)ほかの複数の船員についても、当該名簿に被保険者期間が記載されているにもかかわらず、本来資格を取得した被保険者に対して作成されるはずの旧台帳には被保険者記録が無いこと、)当該名簿に船舶所有者Aに係る被保険者期間が記載されているにもかかわらず、当該被保険者期間が旧台帳においてほかの船舶所有者の被保険者期間となっている者がいること、)請求者より後に乗船したとされる同僚に係る当該名簿と旧台帳に、誤記から生じたと考えられる不合理な記載が見受けられることなどから、請求期間 当時の社会保険事務所(当時)の記録管理が適切に行われていたとは言い難い。

また、B丸のD部門の元責任者は、「船員の雇用や保険関係は船長一任であったと思うが、船長は人格者で手続も間違いなく、B丸に雇入れされた場合は必ず船員保険に加入していたと思う。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求期間 について、請求者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者の資格取得年月日は、昭和22年12月17日であると認められる。

請求期間 について、船舶所有者Aにおける名簿には、請求者の請求期間 に係る記録は見当たらない。

しかしながら、オンライン記録及び旧台帳によれば、請求期間 においてB丸の船員保険被保険者期間が確認できる船長を含む全ての者についても、船舶所有者Aにおける名簿に当該期間に係る記録は見当たらないことなどから、請求期間 当時の社会保険事務所の記録管理が適切に行われていたとは言い難い。

また、B丸のD部門の元責任者は、「船員の雇用や保険関係は船長一任であった

と思うが、船長は人格者で手続も間違いなく、B丸に雇入れされた場合は必ず船員保険に加入していたと思う。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間 について、継続して船舶所有者Aにおける船員保険被保険者であったものと認められる。

また、請求期間 及び の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500211 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500044 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 3 月 18 日の標準賞与額を 100 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 3 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 3 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 3 月 18 日

私は、A 社から平成 25 年 3 月 18 日に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された平成 25 年 3 月 18 日支給分に係る賞与支給明細書及び A 社が保管する請求者に係る平成 25 年分給与所得に対する源泉徴収簿によれば、請求者は、請求期間において、100 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A 社の商業登記簿によれば、請求者は請求期間にお

いて同社の代表取締役役に就任していることが確認できる。

しかしながら、A社の経理担当者は、「請求期間当時、社会保険関係書類の作成及び届出、代表者印の使用及び管理並びに保険料の納付は全て私が行っており、請求者は関わっていなかった。」旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年3月18日の請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500107 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500020 号

第 1 結論

昭和 48 年 8 月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 8 月から昭和 51 年 3 月まで

私が大学 2 年生の夏休み以降に、母親から「将来のために大事だから国民年金保険料をまとめて納付しておいた。」と言われ、書類も見せられたことを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者が A 県 B 市に所在する大学に入学した後、請求者の母親が請求者の国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたと述べている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による検索を行っても、請求者が請求期間に居住していたとする B 市及び請求者の実家がある C 県 D 市において、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、D 市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、請求者は同市で平成 7 年 10 月 20 日に国民年金の被保険者資格を新規取得しており、オンライン記録によれば、当該資格の取得処理年月日は平成 9 年 12 月 25 日であることが確認できることから、請求者に係る国民年金の加入手続は同年 12 月頃に行われたものと推認され、この時点で請求期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、請求者に係る B 市の国民年金被保険者名簿は確認できない上、D 市の同名簿(CSV データ)によれば、請求期間は未加入期間とされており、当該記録は

オンライン記録と一致している。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の任意加入手続及び国民年金保険料の納付について関与していない上、請求期間の国民年金保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、請求期間当時の状況を確認することができない。

また、請求者の母親が請求期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500187 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500021 号

第 1 結論

昭和 58 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 7 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、結婚を機に退職し、同居していた実の両親に勧められ、昭和 58 年 7 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、納付書に現金を添えて、B 銀行 C 支店の窓口で、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで毎月納付していた。夫の年末調整の際に扶養控除分の書類として領収書を提出していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、納付書により B 銀行 C 支店の窓口で毎月納付していたと主張しているところ、A 市では、昭和 58 年 4 月 1 日から毎月納付を実施しており、B 銀行 C 支店は昭和 39 年 4 月 1 日から A 市の指定金融機関及び収納代理金融機関となっていることから、請求者が主張する納付方法及び場所と符合している。

しかしながら、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、請求者は昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載が確認でき、請求期間について国民年金に加入していたことを示す記載は無く、オンライン記録と一致している。

また、請求期間において、請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、請求期間は国民年金の任意加入対象期間であり、加入手続を行った日が国民年金被保険者資格の取得年月日となるところ、上記名簿によれば、昭和 61 年 6 月 20 日に社会保険事務所(当時)に対して請求者に係る国民年金被保険者資格の取得報

告が行われたことが確認でき、また、オンライン記録によれば、当該資格取得の処理は同年7月11日に行われたことが確認できることから、請求者は、同年6月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

さらに、請求者の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号（＊）の記載と共に、初めて被保険者となった日として昭和61年4月1日の記載があるところ、請求者は、年金手帳は1冊しか交付された記憶が無いと述べていることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

このほか、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間について、請求者の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500188 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500022 号

第 1 結論

昭和 49 年 4 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月から昭和 50 年 3 月まで

請求期間に係る国民年金保険料は、私の父親が昭和 54 年に A 市役所の窓口でまとめて納付したと父親から聞いているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者の父親が昭和 54 年に A 市役所の窓口で請求期間に係る国民年金保険料をまとめて納付した旨述べているところ、請求者の父親は既に亡くなっており、その証言を得ることができない上、保険料を納付したとする時点において、請求期間に係る保険料は、国民年金の特例納付による納付は可能であったものの、制度上、同市において特例納付により保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、請求期間当時、請求者と同居していた両親に係る請求期間の国民年金保険料も未納となっていることが確認できる。

さらに、請求者の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、請求期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録と一致している上、A 市の国民年金被保険者名簿(CSVデータ)においても、請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたとするその父親の貯金通帳の写しを提出し、昭和 54 年に「国民年金・軽自動車税」及び「年金 8 件」と摘要欄に記録された 2 件の払戻金があることから、当該払戻金で請求期間の保険料を納付したはずであると主張しているが、当該払戻金がいつの期間の保険料納付に充てられたのか不明である。また、当該払戻金の合計額は、昭和 54 年度分の請

求者及びその両親の保険料額並びに1年分の軽自動車税の合算額とおおむね一致していることから、当時、請求者の父親が、A市役所で納付可能であった請求者及びその両親に係る現年度分の保険料を当該払戻金により納付した可能性も否定できない。

また、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500189 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500023 号

第 1 結論

請求期間 から までについては、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 10 月から昭和 43 年 3 月まで
昭和 47 年 10 月から昭和 48 年 3 月まで
昭和 48 年 10 月から昭和 49 年 3 月まで
昭和 52 年 4 月から昭和 53 年 3 月まで
昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 3 月まで
昭和 61 年 4 月から同年 11 月まで

私は、婚姻後の国民年金保険料は、妻の保険料と一緒に自宅に来た集金人に納付していたが、請求期間 から までには保険料の未納期間、請求期間 は国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間 から までの国民年金保険料は、その妻の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録によれば、請求者の妻も、請求期間 から までについて、請求者と同様に保険料の未納期間又は国民年金の未加入期間とされていることが確認できる。

また、請求期間 から までには合計 50 か月に及び、これだけの長期間、かつ複数回にわたって行政機関が誤った処理をしたとは考え難い。

請求期間 から までについて、請求者に係る A 市の国民年金保険被保険者名簿(紙名簿)によれば、当該期間はいずれも国民年金保険料の未納期間とされており、オンライン記録と一致する。

請求期間 から までについて、上記名簿の各請求期間の検認記録欄又は保険料

納付記録欄に、「53.11.28」の日付印があることが確認できるところ、当該日付印は、第3回特例納付制度（実施期間は昭和53年7月から昭和55年6月まで）に基づき保険料の納付勧奨等が行われた年月日を記録したものと考えられる。このことから、昭和53年11月頃に、請求者に対して各請求期間に係る特例納付勧奨が行われ、当該時点までは、各請求期間の保険料は未納であったと考えられる上、請求者は当該期間の保険料を集金人に納付したとしているが、制度上、現年度保険料のみを扱うことができる集金人等に対し、当該期間に係る保険料を特例納付することはできない。

請求期間 について、請求者に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の昭和54年度の摘要欄に「納付書発行」の押印があることから、請求者の当該期間に係る過年度納付書が発行されたことが確認できるものの、請求者は、当該期間の保険料を集金人に納付したとしているが、制度上、現年度保険料のみを扱うことができる集金人等に対し、当該期間に係る保険料を過年度納付することはできない。

請求期間 について、オンライン記録によれば、国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができない期間であるところ、上記名簿においても、当該期間における保険料の納付記録は無い。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間 から までに係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、各請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500190 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500024 号

第 1 結論

請求期間 から までについては、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 10 月から昭和 43 年 3 月まで
昭和 47 年 10 月から昭和 48 年 3 月まで
昭和 48 年 10 月から昭和 49 年 3 月まで
昭和 52 年 4 月から昭和 53 年 3 月まで
昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 3 月まで
昭和 55 年 7 月から昭和 56 年 3 月まで
昭和 61 年 4 月から同年 11 月まで

私は、婚姻後の国民年金保険料は、夫の保険料と一緒に自宅に来た集金人に納付していたが、請求期間 から までには保険料の未納期間、請求期間 は国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間 から までの国民年金保険料は、その夫の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録によれば、請求者の夫も、請求期間 から までの期間及び について、請求者と同様に保険料の未納期間又は国民年金の未加入期間とされていることが確認できる。

また、請求期間 から までには合計 59 か月に及び、これだけの長期間、かつ複数回にわたって行政機関が誤った処理をしたとは考え難い。

請求期間 から までについて、請求者に係る A 市の国民年金保険被保険者名簿(紙名簿)によれば、当該期間はいずれも国民年金保険料の未納期間とされており、オンライン記録と一致する。

請求期間 から までについて、上記名簿の各請求期間の検認記録欄又は保険料納付記録欄に、「53.12.22」の日付印があることが確認できるところ、当該日付印は、第3回特例納付制度（実施期間は昭和53年7月から昭和55年6月まで）に基づき保険料の納付勧奨等が行われた年月日を記録したものと考えられる。このことから、昭和53年12月頃に、請求者に対して各請求期間に係る特例納付勧奨が行われ、当該時点までは、各請求期間の保険料は未納であったと考えられる上、請求者は当該期間の保険料を集金人に納付したとしているが、制度上、現年度保険料のみを扱うことができる集金人等に対し、当該期間に係る保険料を特例納付することはできない。

請求期間 について、請求者に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の昭和54年度の摘要欄に「納付書発行」の押印があることから、請求者の当該期間に係る過年度納付書が発行されたことが確認できるものの、請求者は、当該期間の保険料を集金人に納付したとしているが、制度上、現年度保険料のみを扱うことができる集金人等に対し、当該期間に係る保険料を過年度納付することはできない。

請求期間 について、請求者の夫のオンライン記録によれば、夫の当該期間は、国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。しかしながら、請求者に係る上記台帳によれば、当該期間は国民年金保険料の未納期間とされており、オンライン記録と一致する上、同台帳の昭和55年度の摘要欄に「納付書発行」の押印があることから、請求者の当該期間に係る過年度納付書が発行されたことが確認できるものの、請求者は、当該期間の保険料を集金人に納付したとしているが、制度上、現年度保険料のみを扱うことができる集金人等に対し、当該期間に係る保険料を過年度納付することはできない。

請求期間 について、オンライン記録によれば、国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができない期間であるところ、上記名簿においても、当該期間における保険料の納付記録は無い。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間 から までに係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、各請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500192 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500025 号

第 1 結論

平成 8 年 4 月から同年 6 月までの請求期間及び同年 8 月から同年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 4 月から同年 6 月まで
平成 8 年 8 月から同年 10 月まで

私は、結婚のため平成 8 年 4 月に勤務していた会社を退職し、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行ったが、数か月間収入が無い見込みだったため、国民年金保険料の免除制度の説明を受け、免除申請の手続を行った。同年 7 月に結婚し、C 町に転居後、A 市 B 区役所から申請免除期間分の保険料を納付すれば、将来、年金を全額受給できるとの連絡があり、後日送付されてきた納付書で、同年秋頃に当時受給中であった雇用保険を使い、請求期間 及び の保険料をまとめて納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、平成 8 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間を国民年金保険料の申請免除期間とする処理が行われていることが確認できるところ、請求者に係る C 町の国民年金被保険者記録(電子データ)及びオンライン記録によれば、請求期間 及び は申請免除期間とされており、当該期間に係る保険料が納付されたことは確認できない。

また、請求者は、「平成 8 年秋頃に、当時受給中であった雇用保険(求職者給付の基本手当)で、請求期間 及び の国民年金保険料をまとめて納付した。」旨述べているところ、請求者から提出された雇用保険受給資格者証によれば、請求者は平成 8 年 8 月 16 日から同年 11 月 13 日までの期間において上記基本手当を受給し

ていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、社会保険事務所（当時）における請求期間に係る申請免除の処理日は平成8年11月29日、請求期間に係る申請免除の処理日は同年12月26日とされており、それぞれの処理日の時点で、各請求期間に係る国民年金保険料は納付されていなかったものと考えられる。

なお、請求者の場合、上記基本手当の支給期間中は、制度上、国民年金の第3号被保険者に種別変更することができないところ、オンライン記録によれば、請求者は平成8年7月7日から同年8月16日までの期間を第3号被保険者期間とする処理が同年11月29日に、同年11月14日を第3号被保険者資格取得年月日とする処理が同年12月26日に行われていることが確認できる。したがって、前述の申請免除の処理は、上記基本手当の支給期間終了後に、国民年金被保険者資格の種別変更の処理と合わせて行われたものと考えられる。

さらに、申請免除期間の国民年金保険料を追納する場合、社会保険事務所（当時）に保険料の追納の申込みが必要であるところ、オンライン記録によれば、請求期間及び について当該申込みが行われた記録は確認できない。

加えて、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない。

このほか、請求者が請求期間 及び について国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間 及び について、請求者の保険料が追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間 及び の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500185 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500045 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 6 月 25 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、A 社における資格喪失年月日が昭和 49 年 6 月 25 日となっているが、請求期間も同社に継続して勤務していたので、資格喪失年月日を同年 12 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の同僚の回答から、勤務期間は特定できないものの、請求者は請求期間において A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は昭和 52 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る商業登記簿によると、同社は平成 18 年 6 月 30 日に解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で請求期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した 8 人に照会したところ、4 人から回答があったが、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。